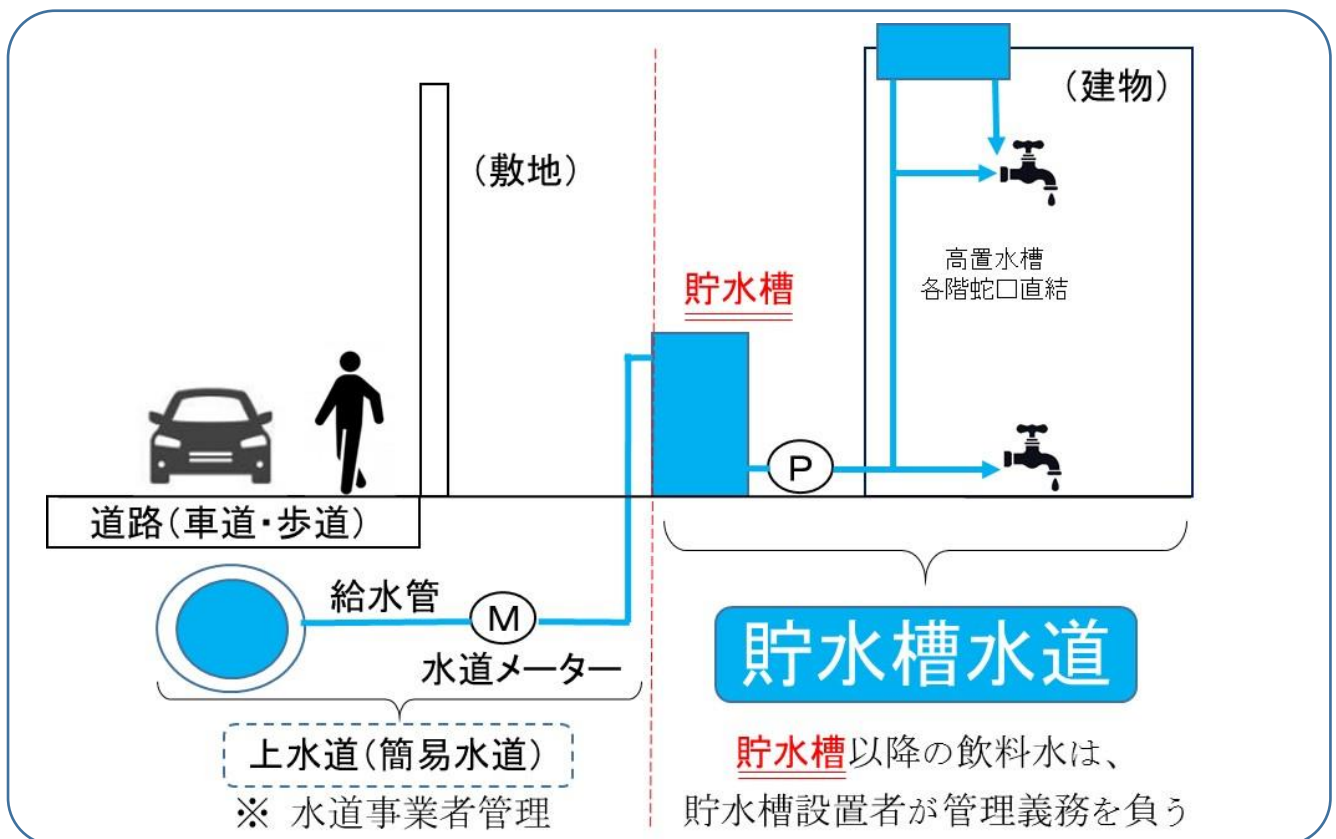


貯水槽水道の管理について

青森県東地方保健所 Ver.1

Q.1 貯水槽水道とは？

水道事業者（市町村や水道企業団等）から給水を受けた水を、**いったん貯水槽（受水槽）に貯水**したうえで、建物等で飲料水として使用する水道施設です。



Q.2 なぜ、貯水槽水道を管理しなければいけない？

貯水槽の管理が不十分な場合、

**雨水・泥・ゴミ・ねずみ・昆虫等による異物の混入
錆やカビ等微生物の発生**

などによって、飲料水が汚れるおそれがあります。



Q.3 貯水槽水道の管理は、何を行えばよい??

1 年に1回以上、定期的な貯水槽の清掃※を行ってください。

※ 専門業者（「建築物飲料水貯水槽清掃業」登録業者等）による清掃及び記録の保存が望ましいです。

2 年に1回以上、定期的な登録検査機関の検査※を受けてください。

※ 簡易専用水道検査機関（水道法第34条の2第2項登録）

< 参考 >

青森県内の登録機関（厚生労働省ホームページ参照）

（一財）青森県薬剤師会 食と水の検査センター（電話：017-762-3620）

Q.4 貯水槽水道の種類（区分）と規制（義務）などは??

貯水槽の大きさ（有効容量）により、下記のとおり分類・規制

分類 (貯水槽の有効容量※)	規制（義務）概略
○ 有効容量とは? ⇒ 欄外下部↓参照 (10m ³ 超) 簡易専用水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期清掃（年一回） 法定：水道法34の2-1、省令55 ・ 登録検査機関による定期検査（年一回） 法定：水道法34の2-2、省令56 → 違反の場合、100万円以下の罰金（法54-7） ・ 設置の届出等 平内町 及び 蓬田村 → 各町村役場 担当課へ 今別町 及び 外ヶ浜町 → 東地方保健所（下記↓）へ
(5m ³ 超～10m ³) 小規模貯水槽水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理（指導事項） 簡易専用水道の管理に準じ、 定期清掃（年一回） 登録検査機関による定期検査（年一回） (青森県飲用井戸等衛生対策要領に規定) ・ 設置等の相談 各町村役場 担当課へお問い合わせください
有効容量が5m ³ 以下の貯水槽水道	小規模貯水槽水道に準じた管理を行う。（推奨）

貯水槽水道を正しく管理し、衛生的な水道水で生活しましょう！

○ 「有効容量」とは、貯水槽の水が満水になった水位からポンプの停止する水位（配管の少し上）までの容量で、

実際に蛇口から使える水の量 です。

○ お問い合わせ先

東地方保健所 生活衛生課 017-739-5421